

2023年3月13日
商工中金

一般債振替決済口座管理規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

商工中金は、以下のとおり一般債振替決済口座管理規定を改定します。

改定後の一般債振替口座管理規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。「一般債振替決済口座設定申込書（兼印鑑届）」により既にお届けいただいている内容自体は引き続き有効であり、本件改定により即時改めて「印鑑届」をご提出いただく必要はございません。

ご利用のお客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定対象の規定

一般債振替決済口座管理規定

2. 改定内容

当金庫への届出の際に使用していた「一般債振替決済口座設定申込書（兼印鑑届）」を改定し、「印鑑届」で届出するようにいたしました。

以下をご参照ください。

新	旧
(当金庫への届出事項) 第5条 「印鑑届」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。	(当金庫への届出事項) 第5条 「一般債振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

3. 改定時期 2023年3月20日（月）